

ID: 146

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市保谷こもれびホール条例 第8条ただし書(第28条第2項において準用する場合に限る。)		
例 規 番 号	平成13年条例第119号		
【根拠条文】 (利用料金の不還付) 第8条 第6条の規定により既に納付された利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき。 (2) 使用者が、規則で定める期日までに、使用申請の取下げを行ったとき。 (3) その他指定管理者が相当の理由があると認めたとき。 【基準】 根拠条文及び西東京市保谷こもれびホール条例施行規則第12条の規定による。 (利用料金の還付) 第12条 条例第8条ただし書に定める利用料金の還付を受けようとする使用者は、指定管理者に申請しなければならない。 2 指定管理者は、前項に規定する利用料金の還付の申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、その可否について決定し、使用者に対して通知する。 3 指定管理者は、前2項に定める利用料金の還付については、別表第5に定めるところにより行うものとする。 4 指定管理者は、前条に規定する使用の変更の許可により生じた利用料金の過納金については、別表第5に規定する使用の取下げに関する還付の額の割合により還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日